

災害時における給油所地下タンク備蓄燃料の供給に関する協定書

(目的)

第1条 山梨県(以下「甲」という。)と山梨県石油協同組合(以下「乙」という。)とは、大規模災害等の発生時において、救援活動等を行う緊急車両等や災害拠点病院などの災害対策上重要な施設への燃料供給を中核給油所及び小口配送拠点において実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(供給への協力要請)

第2条 災害時等において、甲は乙に対して次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の供給
 - (2) 災害拠点病院や庁舎、通信設備など甲が指定する災害対策上重要な施設への石油類の供給。この場合、乙は可能な範囲において乙の組合員の有する配送手段により配送を行うものとする。
- 2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、協力するものとする。ただし、通信の途絶等により甲が要請を行うことができない場合は、乙は甲の協力要請を待たずに前条に規定する要請を実施するものとする。

2 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施)

第4条 甲及び乙は協力して、資源エネルギー庁が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄事業(以下「製品備蓄事業」という。)を推進するものとし、乙は必要な燃料を備蓄するものとする。

2 乙は、製品備蓄した石油製品の供給については、第2条第1項の規定による燃料の供給に限るよう、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96条)第27条第1項第5号の規定及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件(経済産業省告示第243号)に基づき告示された石油販売事業者(中核給油所及び小口配送拠点)を指導するものとする。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給等を受けた者が負担するものとする。

2 製品備蓄事業における2年目以降の必要な経費については、甲が乙と協議の上決定するものとする。

(連絡責任者の指定)

第6条 甲と乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲と乙は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成26年11月 4日

(甲)住 所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

(乙)住 所 山梨県甲府市中央四丁目12番21号

山梨県石油協同組合

理 事 長